

印西市防犯組合中央駅南支部規約

平成 5年7月 4日制定
平成 6年8月 14日改正（あ）
平成 22年4月 17日改正
平成 28年5月 21日改正

第1章 総 則

（総 則）

第1条 この支部は、千葉ニュータウン中央駅圏の南側で内野、原山、高花小学校区（以下、「中央南地区」という。）を管轄し、印西市防犯組合中央駅南支部（以下、「支部」という。）と称する。

（事務所）

第2条 この支部事務所は、支部長宅に置く。

第2章 目的及び事業

（目 的）

第3条 支部は、中央南地区の住民および関係事業所と協力して、自主防犯意識の高揚を図ると共に、防犯活動を積極的に推進し、もって犯罪のない明るく住みよいまちづくりを目的とする。

（事 業）

第4条 支部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- （1）防犯思想の普及啓発活動
- （2）青少年の非行防止のための啓発活動
- （3）防犯のための警戒活動
- （4）組合や警察の防犯活動への協力
- （5）防犯功労者の推挙
- （6）その他支部の目的を達成するために必要な事業

第3章 組 織

（構成員）

第5条 この支部は、中央駅南地区の自治会、町内会または、管理組合を構成団体とし、中央南地区に居住する防犯意識の高い有志と、構成団体の代表者を支部の構成員とする。

- 2 この支部に、防犯指導員（以下、「指導員」という。）と、防犯連絡員（以下、「連絡員」という。）を置き、構成員は指導員または連絡員のいずれかに属する。

（防犯指導員）

第6条 指導員は、構成団体の推薦を受けた者で、支部長が組合に推挙し、組合長より委嘱を受けた者が就任する。

- 2 指導員は、組合および支部の活動に積極的に参加する。

（防犯連絡員）

第7条 連絡員は、第5条の構成団体の代表として支部活動に協力する。ただし、指導員が推挙されている団体では、指導員が兼務することもできる。

(役職と任務)

第8条 支部に、概ね次の役職を置く。

- | | |
|--------------|------|
| (1) 支部長 | 1名 |
| (2) 副支部長(総務) | 1～2名 |
| (3) 広報 | 若干名 |
| (5) 会計 | 若干名 |
| (6) 監事 | 1名 |

2 役職の任務は以下の通りとする。

- (1) 支部長は、支部を代表し、印西市防犯組合長の命を受けて支部の事務を総理する
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故のあるときはその職務を代理する。
また、支部長の命を受けて支部の庶務および企画の事務を執る。
- (3) 広報は、支部活動の広報を行う。
- (5) 会計は、支部長の命を受けて会計事務および備品類の管理を行う。
- (6) 監事は、支部の事務および会計を監査する。

(役員)

第9条 役員は、前条の役職にあるものとし、指導員のうちから総会において選出する。

- 2 役員を選出にあたっては、内野・戸神台地区、原山地区、高花地区3地区から偏りがないよう選出する。

(相談役および顧問)

第10条 支部に、相談役および顧問をおくことができる。

- 2 相談役および顧問は、支部長の要請に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(任期)

第11条 役員の任期は、定時総会の翌日から次の総会の日までの約1年間とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 会 議

(会議)

第12条 会議は、総会、役員会、定例会とする。

(総会)

第13条 総会は、支部の最高意思決定機関であり、第5条の構成員でされ、定時総会および臨時総会とする。

- 2 定期総会は年1回開催し、会計年度終了後2ヶ月以内に支部長が招集する。
- 3 臨時総会は、次の事項に該当するときに支部長が招集する。
 - (1) 支部長が必要と認めたとき
 - (2) 役員の5分の1以上の請求があったとき
 - (3) 監事からの請求があったとき

(総会の招集)

第14条 総会の招集は、支部長が行う。

- 2 総会の招集は、原則として7日間前までに日時、場所、議事などを示して通知する。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

3 総会の議長は、支部長または出席した役員の中から選出する。

(総会の議事)

第 15 条 総会では、次の事項を報告または議決する。

- (1) 事業報告及び決算
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 規約の改廃
- (4) 役員を選出又は解任
- (5) その他、第 3 条に規定した目的を達するために必要な重要事項

2 議決を行う場合は、構成員の二分の一以上が出席し（委任状を含む）、出席者の過半数により決定する。可否同数の場合は、議長が決する。

(役員会)

第 16 条 役員会は、支部長が必要に応じて招集し、次の事項を協議する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) その他、支部活動に関する事

(定例会)

第 17 条 指導員および連絡員は、月に 1 回程度、定期的に集まり、中央南地区の連絡調整事項や防犯活動の連絡調整を行い、合わせて防犯警戒活動を実施する。

2 定例会は、支部長と、中央南地区の自治会・町内会とで調整のうえ、招集する。

第 5 章 会計・その他

(会計年度)

第 18 条 支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(経費)

第 19 条 この支部の運営にかかる経費は、印西市防犯組合からの活動費、寄付金及びその他の収入を以って充てる。

(留意事項)

第 20 条 支部の活動において知り得た人の名誉に関する内容は、濫りに他に漏らしてはならない。

(委任)

第 21 条 規約に定めのない事項については、役員会で協議する。

附 則

(制定期日)

この規約は、平成 5 年 7 月 4 日に制定する

(施行期日)

この規約は、平成 6 年 8 月 14 日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成 22 年 4 月 18 日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成 28 年 5 月 21 日から施行する。